

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年2月28日
【発行者の名称】	東京高圧山崎株式会社 (TOKYO KOATSU Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 浩正
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
【電話番号】	03-3409-7541 (代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 管理本部長 江口 康久
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 昇太郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm">https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm</a>
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	東京高圧山崎株式会社 <a href="https://www.tokyo-koatsu.com/">https://www.tokyo-koatsu.com/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第50期中	第51期中	第49期	第50期
会計期間	自 2021年6月1日 至 2021年11月30日	自 2022年6月1日 至 2022年11月30日	自 2020年4月1日 至 2021年5月31日	自 2021年6月1日 至 2022年5月31日
売上高 (千円)	5,756,830	5,820,579	12,987,043	11,535,235
経常利益 (千円)	101,257	214,183	187,301	209,984
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 (千円)	60,167	60,785	75,880	120,304
中間包括利益又は包括利益 (千円)	51,637	55,414	158,265	107,280
純資産額 (千円)	2,589,287	2,671,332	2,558,372	2,644,930
総資産額 (千円)	9,642,525	9,637,673	9,210,627	9,338,466
1株当たり純資産額 (円)	6,005.02	6,234.98	5,933.47	6,134.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	50 (—)	70 (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	145.47	146.97	183.46	290.87
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.8	26.8	26.6	27.2
自己資本利益率 (%)	2.4	2.4	3.2	4.8
株価収益率 (倍)	—	32.0	—	16.2
配当性向 (%)	—	—	27.3	24.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△285,593	5,075	311,575	58,213
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△128,022	△25,821	△46,202	△175,108
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	370,305	114,774	△217,191	△141,353
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	758,248	637,339	801,558	543,309
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	237 〔5〕	239 〔16〕	239 〔5〕	241 〔17〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 株価収益率については、第49期及び第50期中間連結会計期間は当社株式が非上場であったため記載しておりません。  
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。  
4. 第50期の連結財務諸表及び当中間連結会計期間の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、また、第49期の連結財務諸表及び第50期中間連結会計期間の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上

場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、それぞれ東邦監査法人の監査を受けております。なお、第49期は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。

5. 第49期は、決算期変更により2020年4月1日から2021年5月31日までの14か月間となっております。
6. 第50期中、第50期及び第51期中に係る主要な経営指標等については、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用した後の指標等となっております。
7. 第50期の1株当たり配当額には、設立50周年及びTOKYO PRO Market上場による記念配当20円を含んでおります。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2022年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
産業ガス・溶材機材事業	156 (10)
ファイン製品事業	67 (5)
その他	— (1)
全社（共通）	16 (—)
合計	239 (16)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、派遣社員及びパートタイマーを含んでおります。
3. 全社（共通）の従業員数は、主に管理部門などに所属している従業員であります。

##### (2) 発行者の状況

2022年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
産業ガス・溶材機材事業	148 (9)
ファイン製品事業	18 (4)
その他	— (1)
全社（共通）	16 (—)
合計	182 (14)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、派遣社員及びパートタイマーを含んでおります。
3. 全社（共通）の従業員数は、主に管理部門などに所属している従業員であります。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間連結会計期間における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和され、景気は緩やかに持ち直しつつあるものの、ウクライナ情勢の長期化などによって原材料やエネルギー価格が高騰するなど、先行き不透明な状況が続きました。

このような環境の下、当中間連結会計期間の売上高は5,820,579千円（前年同期比1.1%増加）、営業利益は216,039千円（前年同期比106.4%増加）、経常利益は214,183千円（前年同期比111.5%増加）、親会社株主に帰属する中間純利益は、特別損失に訴訟和解金135,000千円を計上したことにより、60,785千円（前年同期比1.0%増加）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

##### (産業ガス・溶材機材事業)

産業ガスは、関連する業界ではガス全般的に需要が伸び悩み、出荷数量は減少したものの、原材料価格の高騰に伴う販売価格の上昇により、売上高は増加しました。

溶材機材は、溶接材料を中心に工事を含む溶接機器及び溶断機器の販売が堅調に推移しましたが、前期に大型設備工事案件及び海外向け溶接材料の特需があったことで、売上高は減少しました。

この結果、当中間連結会計期間における産業ガス・溶材機材事業の売上高は4,116,823千円（前年同期比1.3%減少）、セグメント利益は171,372千円（前年同期比105.9%増加）となりました。

##### (ファイン製品事業)

化学品は、ノンフロン発泡材、ウレタン断熱パネル及び断熱工事の需要が緩やかに回復しつつあり、また、新たに漁網用化学品原料の取扱いを開始したことにより、売上高は増加しました。建設用塗料及び塗材は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和されたことにより、緩やかに回復してまいりました。OEM製品の需要が低迷している中でも堅調に推移したことにより、売上高は増加しました。

特機製品は、半導体不足の中、マスフローコントローラを中心に精密機器及び部品の販売が堅調に推移し、売上高は増加しました。

この結果、当中間連結会計期間におけるファイン製品事業の売上高は1,688,698千円（前年同期比7.7%増加）、セグメント利益は38,809千円（前年同期比183.5%増加）となりました。

##### (その他)

その他は、不動産事業等を営んでおり、当中間連結会計期間におけるその他の売上高は15,057千円（前年同期比14.5%減少）、セグメント利益は5,857千円（前年同期比24.4%減少）となりました。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前連結会計年度末と比べて94,029千円増加し、637,339千円となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、5,075千円（前年同期は285,593千円の支出）となりました。この主な要因は、税金等調整前中間純利益79,250千円の計上及び売上債権の増加額が前年同期を下回ったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、前年同期と比べて102,201千円減少し、25,821千円となりました。この主な要因は、「貸付による支出」及び「連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」が当中間連結会計期間において生じていないこと、「有形固定資産の取得による支出」が前年同期と比べて25,104千円減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は、前年同期と比べて255,530千円減少し、114,774千円となりました。この主な要因は、「長期借入れによる収入」650,000千円により資金が増加したものの、「長期借入金の返済による支出」418,077千円、「短期借入金の純減額」70,000千円により資金が減少したことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)	
	生産高(千円)	前年同期比(%)
産業ガス・溶材機材事業	523,004	125.5
ファイン製品事業	349,994	103.0
合計	872,999	115.4

(注) 1. その他は、生産活動を行うものでないため記載を省略しております。

2. 金額は、製造原価により表示しております。

### (2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
産業ガス・溶材機材事業	4,050,252	105.3	194,302	177.9
ファイン製品事業	1,351,670	103.3	147,457	133.1
合計	5,401,922	104.8	341,759	155.3

(注) 1. その他は、事業の性質上記載を省略しております。

2. 金額は、販売価格により表示しております。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
産業ガス・溶材機材事業	4,116,823	98.7
ファイン製品事業	1,688,698	107.7
その他	15,057	85.4
合計	5,820,579	101.1

(注) 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。



#### 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、2022年8月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。また、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

##### (1) 重要な訴訟について

当社及び当社子会社のメーコー株式会社は、メーコー株式会社の元役員から役員退職慰労金を支給しないことを不服として東京地方裁判所に訴訟を提起されておりましたが、東京地方裁判所から和解勧告がなされ、当社及びメーコー株式会社は、和解により早期に本件の解決を図ることが最善の策であると判断し、和解交渉の結果、メーコー株式会社の元役員に和解金を支払うことで2022年12月21日に和解が成立し、本件に関する「訴訟和解金」を特別損失に計上いたしました。その結果、前事業年度の発行者情報に記載した「(14) 重要な訴訟について」は消滅しております。

##### (2) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社（旧エイチ・エス証券株式会社）を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021年2月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

##### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
  - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
  - (b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
- 甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
  - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
  - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
    - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
    - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
  - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
    - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
    - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
  - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当

該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合。

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなったことが事実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。）
  - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
  - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
  - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
  - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
  - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
  - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得  
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
  - ⑰ 反社会的勢力の関与  
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
  - ⑱ その他  
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当発行者情報提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財務状態の分析

#### (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は5,123,989千円で、前連結会計年度末に比べ335,196千円増加しております。現金及び預金の増加94,029千円、電子記録債権の増加179,204千円、棚卸資産の増加98,514千円、受取手形、売掛金及び契約資産の減少19,042千円が主な変動要因であります。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は4,513,684千円で、前連結会計年度末に比べ35,989千円減少しております。投資有価証券の増加21,486千円、建物及び構築物の減少27,064千円、機械装置及び運搬具の減少12,997千円が主な変動要因であります。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は4,834,382千円で、前連結会計年度末に比べ78,697千円増加しております。支払手形及び買掛金の増加150,393千円、電子記録債務の減少70,711千円、短期借入金の減少70,000千円が主な変動要因であります。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は2,131,958千円で、前連結会計年度末に比べ194,107千円増加しております。長期借入金の増加234,770千円、繰延税金負債の減少33,722千円が主な変動要因であります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は2,671,332千円で、前連結会計年度末に比べ26,402千円増加しております。親会社株主に帰属する中間純利益の計上60,785千円等による利益剰余金の増加31,773千円、非支配株主持分の減少14,964千円が主な変動要因であります。

### (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

#### (3) 重要な設備の売却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計年度末現在発行数(株) (2022年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年2月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,750,000	1,310,614	439,386	439,386	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,750,000	1,310,614	439,386	439,386	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年4月1日～ 2022年11月30日	—	439,386	—	779,294	—	500,061

## (6) 【所有者別状況】

2022年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	1	23	—	—	17	42	—
所有株式数(単元)	—	141	60	2,980	—	—	1,206	4,387	686
所有株式数の割合(%)	—	3.21	1.37	67.93	—	—	27.49	100.00	—

(注) 自己株式24,931株は、「個人その他」に249単元、「単元未満株式の状況」に31株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

2022年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
大陽日酸株式会社	東京都品川区小山1-3-26	78,852	19.03
昭和電工ガスプロダクツ株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310	62,560	15.09
前田 浩正	東京都練馬区	60,200	14.53
日清紡ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋人形町2-31-11	27,000	6.51
東京ガスケミカル株式会社	東京都港区芝公園2-4-1	20,310	4.90
東京高圧従業員持株会	東京都渋谷区渋谷1-9-8	19,157	4.62
小澤物産株式会社	東京都品川区西五反田7-24-5	17,500	4.22
株式会社TCC	東京都足立区千住5-26-3-104	15,300	3.69
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1-2-26	14,110	3.40
東京マイビス株式会社	東京都渋谷区渋谷1-9-8	12,680	3.06
計	—	327,669	79.06

(注) 1. 前事業年度末において主要株主であった昭和電工株式会社2022年7月19日同社が保有する当社普通株式の全部を同社100%子会社である昭和電工ガスプロダクツ株式会社に譲渡したため、同日付で主要株主でなくなりました。これに伴い、昭和電工ガスプロダクツ株式会社が新たに主要株主となりました。

2. 昭和電工ガスプロダクツ株式会社は、2023年1月1日付で社名を株式会社レゾナック・ガスプロダクツに変更しております。



(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 24,900	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 411,900	4,119	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 686	—	—
発行済株式総数	439,386	—	—
総株主の議決権	—	4,119	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式31株が含まれています。

② 【自己株式等】

2022年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京高圧山崎株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目 9番8号	24,900	—	24,900	5.68
(相互保有株式) オガワ産業株式会社	千葉県市原市椎津 856番地6号	1,900	—	1,900	0.43
計	—	26,800	—	26,800	6.11

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月	2022年10月	2022年11月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における取引価格であります。

2. 2022年6月から2022年11月について、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における売買実績はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当発行者情報提出日後までの役員の異動はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2022年6月1日から2022年11月30日まで)の中間連結財務諸表について、東邦監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (2022年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 569,313	※2 663,343
受取手形、売掛金及び契約資産	2,662,004	2,642,962
電子記録債権	939,125	1,118,329
商品及び製品	340,300	426,161
仕掛品	37,753	51,509
原材料	175,409	174,306
その他	67,145	49,664
貸倒引当金	△2,260	△2,289
流動資産合計	4,788,792	5,123,989
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,967,007	1,966,185
減価償却累計額	△1,245,124	△1,271,367
建物及び構築物（純額）	※2 721,882	※2 694,818
機械装置及び運搬具	1,591,009	1,592,753
減価償却累計額	△1,397,159	△1,411,901
機械装置及び運搬具（純額）	193,849	180,852
土地	※2 2,087,927	※2 2,087,927
リース資産	163,880	137,424
減価償却累計額	△109,804	△88,742
リース資産（純額）	54,076	48,681
建設仮勘定	132	4,217
その他	490,827	511,987
減価償却累計額	△371,048	△384,750
その他（純額）	119,779	127,237
有形固定資産合計	3,177,648	3,143,734
無形固定資産		
のれん	69,265	61,939
その他	131,562	124,979
無形固定資産合計	200,828	186,918
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 806,350	※1 827,837
長期貸付金	88,704	84,854
繰延税金資産	64,772	62,767
その他	211,374	207,574
貸倒引当金	△4	△3
投資その他の資産合計	1,171,197	1,183,031
固定資産合計	4,549,674	4,513,684
資産合計	9,338,466	9,637,673

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年5月31日)	当中間連結会計期間 (2022年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 2,648,392	※2 2,798,786
電子記録債務	491,469	420,758
短期借入金	※3 470,000	※3 400,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 669,307	※2 666,460
リース債務	30,001	22,781
未払法人税等	88,878	81,805
賞与引当金	79,000	65,794
その他	※2 278,635	※2 377,995
流動負債合計	4,755,685	4,834,382
固定負債		
長期借入金	※2 1,432,196	※2 1,666,966
リース債務	44,658	40,041
繰延税金負債	119,358	85,635
役員退職慰労引当金	85,245	81,854
退職給付に係る負債	187,284	188,112
資産除去債務	20,200	20,270
その他	48,908	49,078
固定負債合計	1,937,851	2,131,958
負債合計	6,693,536	6,966,341
純資産の部		
株主資本		
資本金	779,294	779,294
資本剰余金	502,872	502,872
利益剰余金	1,300,146	1,331,919
自己株式	△114,754	△114,754
株主資本合計	2,467,558	2,499,331
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	69,861	79,454
その他の包括利益累計額合計	69,861	79,454
非支配株主持分	107,510	92,546
純資産合計	2,644,930	2,671,332
負債純資産合計	9,338,466	9,637,673

## ② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
売上高	5,756,830	5,820,579
売上原価	4,469,459	4,397,913
売上総利益	1,287,370	1,422,666
販売費及び一般管理費	※1 1,182,715	※1 1,206,627
営業利益	104,655	216,039
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	8,624	8,819
持分法による投資利益	3,740	132
家賃収入	1,873	1,710
その他	4,896	3,892
営業外収益合計	19,135	14,555
営業外費用		
支払利息	16,647	14,832
その他	5,885	1,578
営業外費用合計	22,532	16,411
経常利益	101,257	214,183
特別利益		
固定資産売却益	※2 635	—
受取保険金	—	132
特別利益合計	635	132
特別損失		
訴訟和解金	—	※3 135,000
固定資産除却損	—	※4 65
特別損失合計	—	135,065
税金等調整前中間純利益	101,893	79,250
法人税、住民税及び事業税	※5 38,718	※5 34,185
法人税等合計	38,718	34,185
中間純利益	63,174	45,065
非支配株主に帰属する中間純利益又は 非支配株主に帰属する中間純損失(△)	3,007	△15,720
親会社株主に帰属する中間純利益	60,167	60,785

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
中間純利益	63,174	45,065
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△11,167	7,857
持分法適用会社に対する持分相当額	△369	2,491
その他の包括利益合計	△11,536	10,348
中間包括利益	51,637	55,414
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	50,315	70,378
非支配株主に係る中間包括利益	1,322	△14,964

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	779,294	502,872	1,200,564	△114,754	2,367,976
当中間期変動額					
剰余金の配当			△20,722		△20,722
親会社株主に帰属する 中間純利益			60,167		60,167
株主資本以外の項目の 当中間変動額(純額)					—
当中間期変動額合計	—	—	39,444	—	39,444
当中間期末残高	779,294	502,872	1,240,008	△114,754	2,407,420

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	86,105	86,105	104,290	2,558,372
当中間期変動額				
剰余金の配当				△20,722
親会社株主に帰属する 中間純利益				60,167
株主資本以外の項目の 当中間変動額(純額)	△9,851	△9,851	1,322	△8,529
当中間期変動額合計	△9,851	△9,851	1,322	30,915
当中間期末残高	76,253	76,253	105,613	2,589,287

当中間連結会計期間(自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	779,294	502,872	1,300,146	△114,754	2,467,558
当中間期変動額					
剰余金の配当			△29,011		△29,011
親会社株主に帰属する 中間純利益			60,785		60,785
株主資本以外の項目の 当中間変動額(純額)					—
当中間期変動額合計	—	—	31,773	—	31,773
当中間期末残高	779,294	502,872	1,331,919	△114,754	2,499,331

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	69,861	69,861	107,510	2,644,930
当中間期変動額				
剰余金の配当				△29,011
親会社株主に帰属する 中間純利益				60,785
株主資本以外の項目の 当中間変動額(純額)	9,592	9,592	△14,964	△5,371
当中間期変動額合計	9,592	9,592	△14,964	26,402
当中間期末残高	79,454	79,454	92,546	2,671,332



## ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	101,893	79,250
減価償却費	93,647	87,240
のれん償却額	4,667	7,326
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,273	27
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,996	△13,205
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	5,945	827
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	—	△3,390
受取利息及び受取配当金	△8,624	△8,819
支払利息	16,647	14,832
為替差損益 (△は益)	1,747	△446
持分法による投資損益 (△は益)	△3,740	△132
受取保険金	—	△132
訴訟和解金	—	135,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△484,466	△160,161
棚卸資産の増減額 (△は増加)	25,073	△98,514
仕入債務の増減額 (△は減少)	△94,652	65,804
未払消費税等の増減額 (△は減少)	20,322	△30,205
その他	36,937	5,995
小計	△282,877	81,297
利息及び配当金の受取額	10,029	9,711
利息の支払額	△17,725	△15,694
法人税等の支払額	△1,018	△76,386
保険金の受取額	—	147
和解金の受取額	6,000	6,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	△285,593	5,075
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△44,847	△19,742
有形固定資産の売却による収入	552	24
投資有価証券の取得による支出	△7,870	△8,580
貸付による支出	△70,514	—
貸付金の回収による収入	5,430	3,900
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△9,053	—
その他	△1,718	△1,422
投資活動によるキャッシュ・フロー	△128,022	△25,821

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	190,000	△70,000
長期借入れによる収入	750,000	650,000
長期借入金の返済による支出	△525,727	△418,077
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△23,244	△18,136
配当金の支払額	△20,722	△29,011
財務活動によるキャッシュ・フロー	370,305	114,774
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△43,310	94,029
現金及び現金同等物の期首残高	801,558	543,309
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 758,248	※1 637,339

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

ウシオ商工(株)

メーカー(株)

日興商事(株)

(2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 4社

会社の名称

オガワ産業(株)

北関東総合ガスセンター(株)

川口総合ガスセンター(株)

東京レアガス(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品及び製品・原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～45年

機械装置及び運搬具 2～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、顧客との契約において約束された対価から値引き及び割戻し等の変動対価を控除した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

① 物品の販売及び運送

当社グループは、物品の販売及び運送を行っており、顧客に物品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ただし、物品の販売のうち、顧客の指定する納入場所が国内のものについては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。

なお、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

② 工事契約

当社グループは、機器の設置・組立及び断熱工事等を行っており、そのうち、工事契約に該当するものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

5～10年間の定額法により償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「家賃収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた6,770千円は、「家賃収入」1,873千円、「その他」4,896千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の会計上の見積りに与える影響)

当中間連結会計期間の中間連結財務諸表の作成にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響が軽微であると仮定し会計上の見積りを行っております。ただし、新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、当中間連結会計期間以降の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当中間連結会計年度 (2022年11月30日)
投資有価証券(株式)	179,698千円	181,061千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (2022年11月30日)
現金及び預金	10,000千円	10,000千円
建物及び構築物	230,076 "	221,433 "
土地	1,012,895 "	1,012,895 "
計	1,252,971千円	1,244,328千円

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (2022年11月30日)
支払手形及び買掛金	43,067千円	38,583千円
流動負債のその他	115 "	124 "
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	235,871 "	190,419 "
計	279,054千円	229,126千円

※3 中間連結会計期間末当座貸越契約及び貸出コミットメント等

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

中間連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (2022年11月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,700,000千円	1,700,000千円
借入実行残高	470,000 "	400,000 "
差引額	1,230,000千円	1,300,000千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
運賃	249,786千円	246,959千円
給料及び手当	333,680 "	353,306 "
賞与引当金繰入額	45,197 "	48,484 "
退職給付費用	7,708 "	7,837 "

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
機械装置及び運搬具	37千円	－千円
その他	598 "	－ "
計	635千円	－千円

※3 訴訟和解金

訴訟和解金は、当社子会社であるメーカー株式会社の元役員に対する和解金であります。

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
機械装置及び運搬具	－千円	0千円
その他	－ "	65 "
計	－千円	65千円

※5 中間連結会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	439,386	—	—	439,386

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	24,931	—	—	24,931

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年8月27日 定時株主総会	普通株式	20,722	50.00	2021年5月31日	2021年8月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	439,386	—	—	439,386

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	24,931	—	—	24,931

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年8月29日 定時株主総会	普通株式	29,011	70.00	2022年5月31日	2022年8月30日

(2) 基準日が当連中間結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの  
該当事項はありません。



(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
現金及び預金	784,252千円	663,343千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△26,003 〃	△26,003 〃
現金及び現金同等物	758,248千円	637,339千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(イ) 有形固定資産 主として、生産設備(機械装置)であります。

(ロ) 無形固定資産 社内管理システム(ソフトウェア)であります。

② リース資産の減価償却の方法

「注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③リース資産」に記載のとおりであります。

当中間連結会計期間(自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(イ) 有形固定資産 主として、生産設備(機械装置)であります。

(ロ) 無形固定資産 社内管理システム(ソフトウェア)であります。

② リース資産の減価償却の方法

「注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年5月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	414,361	414,361	—
(2) 長期貸付金(1年内回収予定を含む)	96,484	96,017	△466
資産計	510,845	510,379	△466
(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,101,503	2,095,903	△5,599
(4) リース債務(1年内返済予定を含む)	74,659	75,725	1,065
負債計	2,176,162	2,171,629	△4,533

(\*1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」につきましては、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	391,989

当中間連結会計期間(2022年11月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	434,485	434,485	—
(2) 長期貸付金(1年内回収予定を含む)	92,584	91,912	△671
資産計	527,069	526,398	△671
(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,333,426	2,322,670	△10,755
(4) リース債務(1年内返済予定を含む)	62,822	64,225	1,402
負債計	2,396,248	2,386,895	△9,353

(\*1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」につきましては、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間(千円)
非上場株式	393,352

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	414,361	—	—	414,361
資産計	414,361	—	—	414,361

当中間連結会計期間(2022年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	434,485	—	—	434,485
資産計	434,485	—	—	434,485

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度(2022年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金（1年内回収予定を含む）	—	96,017	—	96,017
資産計	—	96,017	—	96,017
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	2,095,903	—	2,095,903
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	75,725	—	75,725
負債計	—	2,171,629	—	2,171,629

当中間連結会計期間(2022年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金（1年内回収予定を含む）	—	91,912	—	91,912
資産計	—	91,912	—	91,912
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	2,322,670	—	2,322,670
リース債務（1年内返済予定を含む）	—	64,225	—	64,225
負債計	—	2,386,895	—	2,386,895

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

## その他有価証券

前連結会計年度(2022年5月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	335,258	214,467	120,791
	小計	335,258	214,467	120,791
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	79,103	87,717	△8,614
	小計	79,103	87,717	△8,614
合計		414,361	302,185	112,176

当中間連結会計期間(2022年11月30日)

区分	種類	中間連結 貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	404,252	277,667	126,585
	小計	404,252	277,667	126,585
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	30,232	33,083	△2,850
	小計	30,232	33,083	△2,850
合計		434,485	310,750	123,735

## (資産除去債務関係)

## 1. 資産除去債務のうち中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
期首残高	20,060千円	20,200千円
時の経過による調整額	139 "	70 "
中間期末(期末)残高	20,200千円	20,270千円

## 2. 資産除去債務のうち中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上していないもの

当社及び連結子会社は、本社以外の不動産賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## (賃貸等不動産関係)

当該賃貸等不動産の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) 計上額	期首残高	330,682	323,288
	期中増減額	△7,393	—
	中間期末(期末)残高	323,288	323,288
中間期末(期末)時価		946,707	943,759

(注) 中間期末(期末)の時価は、主として不動産鑑定士の不動産鑑定評価額による金額又は固定資産税評価額を基に算定した金額であります。

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	産業ガス・ 溶材機材事業	ファイン 製品事業	計		
産業ガス	2,286,275	—	2,286,275	—	2,286,275
溶材機材	1,885,523	—	1,885,523	—	1,885,523
化学品	—	822,330	822,330	—	822,330
塗料	—	472,933	472,933	—	472,933
特機製品	—	272,139	272,139	—	272,139
顧客との契約から生じる収益	4,171,798	1,567,404	5,739,203	—	5,739,203
その他の収益(注)	—	—	—	17,626	17,626
外部顧客への売上高	4,171,798	1,567,404	5,739,203	17,626	5,756,830

(注) 「その他の収益」の区分には、報告セグメントに含まれない事業を分類しており、不動産事業におけるリースに係る収入等を含んでおります。

当中間連結会計期間(自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	産業ガス・ 溶材機材事業	ファイン 製品事業	計		
産業ガス	2,568,304	—	2,568,304	—	2,568,304
溶材機材	1,548,519	—	1,548,519	—	1,548,519
化学品	—	854,510	854,510	—	854,510
塗料	—	506,338	506,338	—	506,338
特機製品	—	327,850	327,850	—	327,850
顧客との契約から生じる収益	4,116,823	1,688,698	5,805,522	—	5,805,522
その他の収益(注)	—	—	—	15,057	15,057
外部顧客への売上高	4,116,823	1,688,698	5,805,522	15,057	5,820,579

(注) 「その他の収益」の区分には、報告セグメントに含まれない事業を分類しており、不動産事業におけるリースに

係る収入等を含んでおります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

#### 1 報告セグメントの概要

##### (1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取扱商品に基づき、「産業ガス・溶材機材事業」、「ファイン製品事業」の2つを報告セグメントとしております。

##### (2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「産業ガス・溶材機材事業」は、主に、酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス、アセチレンガス等の産業ガスの製造販売及びガス関連機器の仕入販売のほか、溶接材料及び溶接溶断機器の仕入販売、各種関連工事等を行っております。

「ファイン製品事業」は、主に、各種工業用薬品、合成樹脂製品、高純度化学品、アルミ製品等の化学品の販売、並びにその用途開発によるウレタン断熱パネルの製造販売及び断熱工事のほか、建築用塗料及び塗材等の製造販売、ガス循環精製装置、半導体関連機器等の特機製品の製造販売等を行っております。

#### 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の売上高又は振替高は、原価ベースに基づいております。



3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	産業ガス・ 溶材機材 事業	ファイン 製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	4,171,798	1,567,404	5,739,203	17,626	5,756,830	—	5,756,830
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,491	48	1,539	—	1,539	△1,539	—
計	4,173,290	1,567,453	5,740,743	17,626	5,758,370	△1,539	5,756,830
セグメント利益	83,209	13,687	96,897	7,758	104,655	—	104,655
その他の項目							
減価償却費 (注) 3	72,685	20,940	93,626	116	93,743	—	93,743
のれんの償却額	2,105	2,561	4,667	—	4,667	—	4,667

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業等を含んでおります。

2. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と一致しております。

3. 減価償却費には長期前払費用に係る償却費が含まれております。

4. セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはしていないため記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	産業ガス・ 溶材機材 事業	ファイン 製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	4,116,823	1,688,698	5,805,522	15,057	5,820,579	—	5,820,579
セグメント間の内部 売上高又は振替高	52,276	—	52,276	—	52,276	△52,276	—
計	4,169,100	1,688,698	5,857,799	15,057	5,872,856	△52,276	5,820,579
セグメント利益	171,372	38,809	210,181	5,857	216,039	—	216,039
その他の項目							
減価償却費 (注) 3	71,335	15,910	87,246	89	87,335	—	87,335
のれんの償却額	4,764	2,561	7,326	—	7,326	—	7,326

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業等を含んでおります。

2. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と一致しております。

3. 減価償却費には長期前払費用に係る償却費が含まれております。

4. セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはしていないため記載しておりません。

**【関連情報】**

前中間連結会計期間(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前中間連結会計期間(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	中間連結財務諸表計上額
	産業ガス・溶材機材事業	ファイン製品事業	計			
当中間期末残高	51,393	28,455	79,848	—	—	79,848

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	中間連結財務諸表計上額
	産業ガス・溶材機材事業	ファイン製品事業	計			
当中間期末残高	38,116	23,822	61,939	—	—	61,939

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当中間連結会計期間 (2022年11月30日)
1株当たり純資産額	6,134円96銭	6,234円98銭

	前中間連結会計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
1株当たり中間純利益	145円47銭	146円97銭

1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年6月1日 至 2022年11月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	60,167	60,785
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	60,167	60,785
普通株式の期中平均株式数(株)	413,600	413,600

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年2月24日

東京高圧山崎株式会社  
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

佐藤 淳



指定社員  
業務執行社員

公認会計士

小池利秀



## 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京高圧山崎株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年6月1日から2022年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京高圧山崎株式会社及び連結子会社の2022年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年6月1日から2022年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定

に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上